

要介護認定者の所得税・町県民税の障害者控除認定

障害者手帳をお持ちでなくても、寝たきりの状態や認知症などで日常生活に支障のある65歳以上の要介護(支援)認定者で、一定の基準に該当する場合、税の申告のときに「障害者控除対象者認定書」を添付することで障害者控除、または特別障害者控除の適用が受けられます。対象の方には1月中に福祉課から申請のお知らせを郵送します。

- ◎**交付申請手順**
- ①郵送された申請書と印かんを持参し、福祉課へお越しください。
 - ②福祉課で申請内容を確認します。
 - ③福祉課から該当する障害者控除対象者認定書を交付します。

◎**判定基準日** 平成28年12月31日

◎**判定基準**

区分	障害理由	認定基準
障害者	知的障害者(軽度・中度)に準ずる	主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa、Ⅱb、ⅢaまたはⅢbの方
特別障害者	知的障害者(重度)に準ずる	主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度がⅣまたはMの方
	寝たきり	主治医意見書の障害高齢者の日常生活自立度がB1、B2、C1またはC2の方

◎**交付申請をする必要がない方**

- ・すでに身体障害者手帳等をお持ちで、該当する障害者控除を受けている方
- ・本人(対象者)または扶養義務者が非課税で、申告する必要がない方

問福祉課介護班 ☎84-1257

横芝光町誕生10周年記念

栗山川ウォーキング参加者募集

と き 3月4日(土) ※予備日 3月5日(日)
[開会式] 午前9時～

集合場所 東陽小学校体育館前

コース 約7km
東陽小学校を起点に、ふれあい橋を渡り清長大橋を巡り東陽小学校を終点とするコース

対象 町内在住・在勤の小学生以上の方

参加費 無料

申込方法 町公共施設にある申込用紙に必要事項を記入し、社会文化課へお申込ください。

申込期間 1月4日(水)～2月12日(日)

問社会文化課生涯学習班

☎84-1358

FAX84-2877



フォトモザイクアートの展示

横芝光町誕生10周年を記念し、みなさんからご応募いただいた写真を組み合わせることで1枚の画像を完成させた「フォトモザイクアート」を、1月5日(木)から図書館2階ロビーで展示します。

多くの笑顔で作成された作品をぜひ一度ご覧ください。



▲写真を組み合わせることで完成させた「フォトモザイクアート」